## 「既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取扱い(案)」に対する御意見の概要と県の考え方

## 【障害者施策審議会委員からの意見】(8名)

人には人的な助けが必要です。

普段の生活の中で、避難訓練や避難ルートの掲示は大事なことですが、重度の人や身体的に困難のある

【障害者施策審議会委員からの意見】(8名) 	
意見の概要	県の考え方
① Q&Aまたは、ガイドラインのようなものが欲しい。 ② 集団指導のように説明会があると事業所の理解が深まる。 ③ グループホームの第三者評価調査や自己評価の推奨等行い、チェックの構築をしていくことが大事。	<ul> <li>① 取扱いや安全確保策の具体的な実施方法等につきましては、事業者が取り組みやすいよう解説などを作成していく予定としております。</li> <li>② また、毎年3月または4月に開催いたします事業所集団指導においても、取扱いや安全確保策について説明を行う予定としております。</li> <li>③ なお、避難訓練等の安全確保策が適切に実施されているか、毎年報告書を市町村の障害福祉担当課に提出いただき、市町村が消防署と連携をとるなどして確認後、県に提出いただくこととしております。県は定期的な実地指導の際に現地確認を行い、不適切な取扱いをされている場合は、改善するよう指導することとしております。</li> <li>御意見のとおり、事業者としても第三者評価を導入するなど積極的に検証・分析等を行うことにより、一層の安全面を重視した対応を行っていただきたいと考えます。</li> </ul>
既存の戸建て住宅を活用する利点は、交通の便利な街の中に設置することが可能となることだと思われるので、その利点を十分に生かした形、周辺住民との関わりが持てるようなグループホーム整備がされているのか、点検していくことが必要だと思います。	障害のある方にとって住まいの場であるグループホームは、家庭的な雰囲気の下で支援が行われることが重
既存の戸建て住宅について、本案の基準を満たす、あるいは従来の寄宿舎への改修に比べ、小規模の改修で満たすことのできる物件はどの程度あるのか。無論利用者の安全が第一であるが、そもそも寄宿舎として設計されていない既存住宅の場合、グループホーム等として利用することが設計の想定外であるため、基本設計レベルで基準に適合させるのが難しい設計の物件も相当数あると思われるため、定員数の倍増という本県の目標への寄与について未知数部分が大きいと思われる。本案が実施にいたった場合、効果と問題点が多数出てくると考えられるため、それらの把握と改善を継続的、網羅的に行うことが重要である。本施策に限らず、人の居住に関わる障害者施策の全ては第一に居住者当人の安全、安心、快適を実現すべきであるという点を忘れず、当人のQOLを最大限確保するための施策として進めていってほしい。	今回の取扱い基準につきましては、御意見のとおり、取扱いの施行後も、福祉、建築、消防の行政機関等が意見交換をする場を設け、効果や問題点、障害児者を取り巻く環境の変化による影響などを検証・分析し、必要な対応を図ってまいります。 なお、取扱いを見直す場合は、障害者グループホームに入居する障害当事者の安全確保を最優先に考えて策定してまいりたいと考えております。
知的に障害のある子どもの親の立場として、街の中にある既存の戸建て住宅をグループホーム等に活用できることは、本当に地域社会に溶けこんで普通に暮らすことを願ってきたので、とてもうれしいことです。最近周辺で空家や空き店舗住宅等を見かけます。また、障害のある子どもの親が現在住んでいる家をグループホームに活用して欲しいと思っている人もいます。実は私自身もそう思っています。規制の緩和は社会資源の活用につながります。  ① 建築基準法上の「寄宿舎」の規定を緩和していただきたいです。防火や防災面での安全確保は最重要ですが、共同生活をする上で、障害の特性を十分に考慮した部屋の使用や配置と、火を使わないで生活する工夫は高額なお金をかけなくても可能です。  ② 夜間の支援員の配置は必須です。	① 障害のある人が地域で自立した生活を送っていただくために、防火や避難面における安全を確保した上

することとしております。

おりますが、入居する利用者の障害の状況によっては、自動火災通報装置等の設置による代替措置も可能と

③ 親の高齢化は待ったなしで進んでいます。最近もマンションの部屋をグループホームにとしていた矢先、
③ で害者グループホームの事業所指定の基準では、住民が反対していることをもって指定できないというこ 住民の反対で出来なくなった話を聞きました。障害理解は難しい問題ですが、行政の執行力も必要と思い ます。

とはありません。

ただし、グループホームを開設後、地域住民と交流が図られることが重要であると考えておりますので、 事業者として地域住民と良好な関係を築くことが望まれます。

意見はありません。(グループホームを増やす方向に推進していただきたく思います。)

障害のある人が地域で自立した生活を送っていただくためにも、防火や避難面における安全を確保した上で 建築基準法上の取扱いを新たに定めることにより、既存の戸建て住宅を活用した障害者グループホームの設置 が、今後ますます促進されるものと考えております。

- グループホームを増やすために県の補助が増えればありがたい。
- ② 過去の事例では、障害の人は火災発生時に外に逃げるのではなく、押し入れや自分の部屋に逃げ込み亡 くなったと聞いている。

障害者の特性に合わせた部屋の配置も必要だが、出来るだけハード面での規定も残してほしい。

- ③ 暗い所に恐怖を感じる障害者もいるので、夜間の避難訓練も実施し、消防の指導は毎年してほしい。
- ④ 土曜日、日曜日など非常勤やアルバイトの職員体制が多いので、訓練にはすべての職員の参加を義務づ ける。
- ⑤ 地域住民の方々にご協力いただくために、地域の防災会議に世話人が出席することを義務付ける。
- と特性などの知識がないまま運営に関わることに危機感を感じるので、事前に障害特性の理解をしてから 運営してほしい。
- めてほしい。

①② 今まで事業所の開設を希望する事業者から、既存の戸建て住宅が活用しづらく、グループホームの設置 が進まないという要望がございました。

そのため、防火間仕切り壁を設置するなどの多額な改修費用をかけないでもソフト面を充実することによ り安全面が確保できる取扱いを策定いたしましたが、ハード面としての消火器や住宅用防災警報器及び非常 用の照明装置等の設置についても要件としているところです。

- ③④ 安全確保策としては、昼間だけでなく夜間の避難訓練の実施や、非常勤職員も含め全ての職員が参加し た避難訓練を実施することを要件としております。
- ⑤ なお、火災の際に、市町村や関係機関、地域住民との連携は大変大切なことですので、できるだけ避難訓 練に参加いただくよう事業者から働きかけを行う基準といたしましたが、避難訓練時のみだけでなく、常日 頃、自治会や地域住民との交流を深めていただきたいと考えております。
- ⑥ 社会福祉法人だけでなくNPO法人や、株式会社もグループホームの事業に進出してきている。障害者 │⑥ また、事業者が障害福祉の知識もないままグループホームの運営することのないよう、事業所指定の際に は法人の代表者や管理者に対し、事業所の開設前からきちんと障害福祉について学ぶよう、また、開設後も 研修等に参加するなどして、適切な事業所運営を行うよう、今後も指導してまいります。
- ⑦ グループホーム建設に地域住民の方から反対の声が上る事も多い。行政からも地域住民に障害理解を進┃⑦ 障害者グループホームの事業所指定の基準では、住民が反対していることをもって指定できないというこ とはありません。ただし、グループホームを開設後、地域住民と交流が図られることが重要であると考えて おりますので、事業者として地域住民と良好な関係を築くことが望まれます。

また、県は、障害に対する差別や偏見をなくし、障害者の地域生活への移行の促進を図るため、毎年、「心 のバリアフリー推進事業」や「こころの健康フェスティバル」などの各種事業を実施しております。このよ うな取組などを通し、一般県民に対し障害に対する理解や認識を広めてまいります。

障がいのある人のグループホームは、高齢者のグループホーム(1ユニット9名)と違い、4~5名の人が あります。

愛知県は全国的に人口あたりのグループホーム利用者数がワースト2ということですので、建築基準法上 の「寄宿舎」から外れることで、グループホームの整備の促進につながり、障害のある人が、地域の中で普 通の暮らしができる住まいの場の拡充へとつながると思います。

一刻も早い緩和を願っています。

私は地元の社会福祉法人が運営する知的障害者のケアホームの非常勤職員として働いています。既存の戸 きたいと法人として考えています。

今回の案は、私にはメリットがあまりみえてきません。むしろ事業者側に新たな負担が増えるだけのよう┃定いたしました。 に感じます。もっと広い視点でグループホーム等を増やしていくための支援策を望みます。

国の施策の関係もあるのでしょうが、グループホーム等の増加促進を阻害している要因は多岐にわたり、 世話人等の職員の確保の困難さなども一例に挙げられます。他県の先進事例に学ぶなどして、もっと他面的┃の基準を適用することも可能でありますので、事業者にとって選択の幅が広がったものと考えております。 な支援の方策をお願いしたいと思います。

重要になっていると思いますので、さらなる施策の充実を望む次第です。

障害のある人が地域で自立した生活を送っていただくためにも、防火や避難面における安全を確保した上で 利用する「一般の戸建て住宅」が多いのが現状です。そんな中、今回の緩和策は、大いに賛成できるもので「建築基準法上の取扱いを新たに定めることにより、既存の戸建て住宅を活用した障害者グループホームの設置 が、今後ますます促進されるものと考えております。

今まで事業所の開設を希望する事業者から、既存の戸建て住宅が活用しづらく、グループホームの設置が進 建て住宅を利用しているケアホームです。今後も同じような戸建て住宅を活用したケアホームを増やしてい┃まないという要望がございました。そのため、建築基準法上「寄宿舎」の規定にあります防火間仕切り壁を設 置するなどの多額な改修費用をかけないでもソフト面を充実することにより安全面が確保できる取扱いを策

> したがいまして、既存の戸建て住宅を活用して、建築基準法上「寄宿舎」の規定の適用を受けないとする場 | 合は、ソフト面を重視した本取扱いによるものとなりますが、今までどおりのハード面を重視した「寄宿舎|

なお、御意見のとおり、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、今後ますますグル 抽象的な意見になりましたが、地域で当たり前に生活していく上で、グループホーム等の役割はますます┃ープホーム等の住まいの場の確保が重要となりますので、当審議会や自立支援協議会などの御意見を踏まえ て、障害者グループホームの整備を促進してまいります。